

吉川地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

吉川地区

	意見・提言の内容	担当課
1	有害鳥獣の駆除対策について	農業振興課 地域振興課
2	土砂の埋め立て等の規制に関する三木市の条例の制定について	建築住宅課
3	条件付特定外来生物アカミミガメの回収・処分のお願ひ	環境政策課 農業振興課
4	改正住宅セーフティーネット法	福祉課 建築住宅課
5	見守り付き賃貸	福祉課 介護保険課 建築住宅課
6	ヤングケアラー	子育て支援課 介護保険課
7	農地のインフラ整備について	農地整備課
8	三木の名所巡り(紅葉スポット散策)	観光振興課
9	部活動の地域移行について	文化・スポーツ課 学校教育課

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	1	有害鳥獣の駆除対策について（福吉）
<p>（内容）</p> <p>兵庫県は、農作物などの鳥獣害の対策強化に向け、今年度6月に兵庫県立総合射撃場がオープンし、兵庫県のみならず近隣県からも来場されているようですが、施設の認知度が低いように思います。今後につながるようPRもお願いします。</p>		
回答	<p>（担当課）産業振興部 農業振興課 吉川支所 地域振興課</p>	
<p>全国的に農作物への被害が深刻化している鳥獣被害について、市においても同様の被害が後を絶たず、特に農地を荒らすイノシシ被害は頭を悩ませている状況にあり、平成27年度からイノシシ撃退10年計画を掲げ、有害鳥獣対策事業（メッシュフェンスや電気柵等の設置補助）や猟友会会員の活動支援などの有害鳥獣対策に取り組んでいます。</p> <p>本年6月1日には「兵庫県立総合射撃場」が、狩猟者の捕獲技術の習得及び向上、担い手の確保及び育成を図るとともに、射撃に関する競技水準の向上に寄与するための拠点としてオープンしました。この射撃場を有効活用していくためにも県内外に情報発信し認知度を高めていくことは重要であると考えています。</p> <p>県では、ホームページやSNSを積極的に活用し、狩猟の魅力向上の発信に努めるとともに、県内の狩猟者に対しては狩猟免許試験や免許更新講習会の機会を捉え、チラシ等を配布しているほか、狩猟関係の雑誌等にも掲載し周知を行っていくとのことです。</p> <p>市におきましても、観光施設のように一般客を呼び込むことはできませんが、県と連携を図りながら啓発活動等に協力してまいります。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	2	土砂の埋め立て等の規制に関する三木市の条例の制定について（新田）
<p>(内容)</p> <p>災害防止のため、土砂の埋め立て処分を規制する条例の制定を求めます。</p> <p>(災害が発生したとき、誰が責任を取るのか。誰が早期に復旧するのか。)住民の生活環境を守るため、意見を続けます。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 建築住宅課	
<p>「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月に施行されたことにより宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準により包括的に規制することとなりました。</p> <p>兵庫県では令和7年4月から、この盛土規制法の運用が開始されます。</p> <p>昨年の市政懇談会の書面回答にて、「指定区域は県と協議中です」としておりましたが、市としては盛土等による災害から市民の生命・身体を守る観点から、県へ意見し、その結果、市全域が盛土規制法の中でより厳しい区域である宅地造成等工事規制区域となりました。</p> <p>兵庫県よりも先に盛土規制法の運用を開始している大阪府の事例を見ますと、上位法が強化されたことにより府をはじめ府内多くの市町村において、制定していた土砂の埋立て等の規制に関する条例を廃止しました。その事からも、三木市において、新たに土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定については考えておりません。</p> <p>また、盛土等が行われた土地については、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有しますが、災害防止のため必要なときは関係機関と連携して行政指導も行えることから、お気づきのことがありましたら市へご連絡ください。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	3	条件付特定外来生物アカミミガメの回収・処分をお願い（新田）
<p>(内容)</p> <p>アカミミガメの回収・処分をしてほしい ため池・河川等に、多数のアカミミガメが生息している。 捕獲しても、市役所ではそのまま捕獲場所に放す様言われるが、せ っかくつかまえたのを、放すのは心もとない。 環境保護と、食害防止の為、早期に実施してほしい。 (ため池の堤体を崩す・昔生えていたジュンサイがなくなった・育 苗中の水稻苗の食害があった)</p> <p><参考>近隣の実施自治体 神戸市(補助金有)、丹波篠山市、明石市</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 環境政策課 産業振興部 農業振興課	
<p>アカミミガメは、令和5年6月1日に生態系等に被害を及ぼすものまたは及ぼすおそれのあるものとして、条件付特定外来生物に指定されました。三木市においては、一部地域の池にアカミミガメが生息しているという情報を得ておりますが、市域全体の情報を把握するまでには至っておりません。今後、専門家などを通じて情報収集していきたいと考えております。</p> <p>現在、環境省が示すアカミミガメの取扱いについては、繁殖を現状以上に拡大させないため、野外で見つけた場合は、捕獲や別の場所に移動させてはいけないこととなっており、万が一捕獲してしまった場合でもその場で放せば問題ないとされています。また、ペットとして飼う場合は責任を持って寿命を迎えるまで大切に飼育するよう示されています。(別紙のとおり)</p> <p>一方で、アカミミガメが日本固有の生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境保全の観点から、捕獲したアカミミガメを引き取っている自治体もあります。</p> <p>三木市としましては、国や兵庫県、近隣自治体等の動向を注視し、また、環境保全団体等の意見聴取を行い、適正な対処方法について検討してまいりたいと考えております。</p>		

アカミミガメを 野外に放さないで!



外来生物法に基づき条件付特定外来生物に指定

*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)、キバラガメ、カンパランドキミミガメの3亜種が対象です

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えられます。

手続きなしでできること

- 一般の方がペットとして飼育することができます。
- 水族館や学校等での飼育については、アカミミガメが逃げ出さないような施設で飼育する必要があります。(裏面参照)
- 飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

法律で禁止されること

- 生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。適切な飼育を行わずにアカミミガメが逃げ出した場合でも違法となります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること(頒布)は禁止されます。(例:景品やおみやげとして配るなど)
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。

※ 目的次第では許可を受けることにより可能となる場合もあります。

※ これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

※ 動物愛護管理法においてもペットのカメを捨てること(遺棄)は禁止されています。



最後まで責任をもって飼育し続けましょう

飼育が面倒になったから、飽きたから、大きくなって邪魔になったから、引っ越し先に連れていくのが大変だから、といった理由で飼育を放棄しようとしていませんか? どのような理由であっても、野外に放したり逃がしたりすることは違法となります。あなたが生きものを放すことにより、他の生きものの命が奪われてしまうかもしれません。



令和5年6月1日から規制スタート

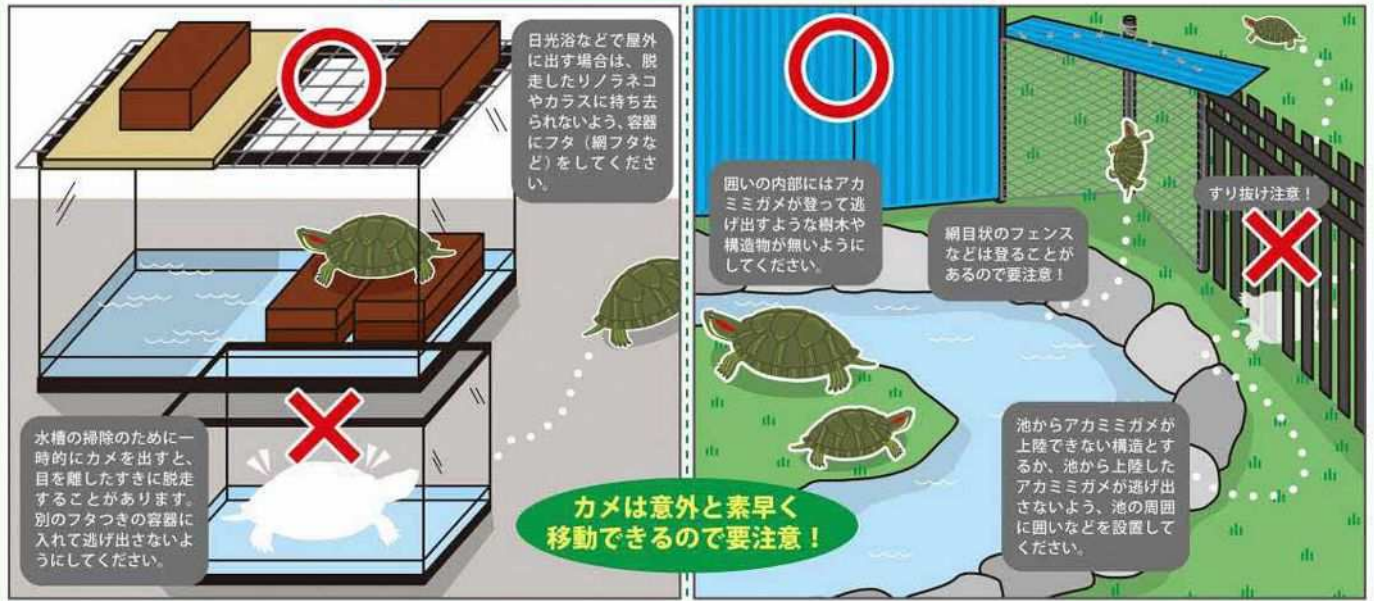
現在、アカミミガメを飼育している方へ

- ▶ 決して野外に放さないでください。寿命を迎えるまで大切に飼育してください。
- ▶ 下の「飼育のポイント」を参考にして、カメが自力で逃げ出さないような方法で飼育してください。
- ▶ 繁殖させることに規制はかかりませんが、増えた個体も放すことは禁止されますので、寿命を迎えるまで飼育することが必要です。

水槽などの容器で飼育している場合

逃がさないための飼育のポイント

庭の池などで飼育している場合



参考 逃がさないための飼育の基準の詳細は、順次 HP に掲載予定です。



飼う前にもう一度よく考えましょう

これからアカミミガメを飼育したいとお考えの方へ

- ▶ アカミミガメの販売は規制されているため、ペットとして新たに購入することはできません。他者から譲り受けたり、野外で捕まえてきて飼育することはできませんが、いったん飼育し始めた個体を野外に放すことは法律で禁止されているためできません。野外で捕まえたものを安易に持ち帰ることのないようにしましょう。
- ▶ アカミミガメは、飼育下での寿命が約 30 年ととても長生きです。また、生まれたときは 3 cm 程度ですが、成長すると甲羅の部分だけでオスは 20cm、メスは 30cm 近くまで大きくなり、飼育には大型の水槽や容器が必要になります。

チェックポイント！

- 30年後、あなたは何歳になっていますか？どんな生活を送っているか想像してみてください。大きくなったアカミミガメの世話（日々のエサやり、大型水槽の水かえ、日光浴、病気になった時の動物病院での治療など）を続けられますか？
- 飼い続けることができない、新しい飼い主も見つからない等により、ちゃんと世話がされないカメは不幸になります。だからといって野外に放すことは許されません（法律違反となります）。約30年も生きるカメが寿命を迎えるまで本当に飼い続けることができるのか、迷いや心配があれば、飼わないことを決断することも大切です。

どうしても飼い続けることができなくなった場合

ご自身で譲渡先、引取り先を探してください。

譲り渡す際には、譲渡する相手に最後まで飼い続けること、決して野外に放してはいけないこと等を必ず伝えてください

アメリカザリガニも条件付特定外来生物に指定されます▶



環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル

0570-013-110

IP 電話等の場合

06-7739-7899

受付時間 AM9:00 ~ PM5:00
(12/29 ~ 1/3 は除く)



許可申請等を希望される方は地方事務所へ

通話料は発信者の負担となります



日本の外来種対策



アカミミガメ



規制情報

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	4	改正住宅セーフティーネット法 (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>改正住宅セーフティーネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）は高齢者・障がい者・子育て世帯・低所得者・被災者等、配慮が必要な人の増加や空家（吉川町248戸）の増加対策からの法改正であるが、三木市が定める供給促進計画についてその概要と実績をお聞きしたい。</p> <p>またこの法改正が計画に与える影響及び市の考え方についてもお聞きしたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 健康福祉部 福祉課 都市整備部 建築住宅課</p>	
<p>1 単身高齢者や障がい者、生活困窮者といった住居確保に配慮が必要な方に賃貸住宅の供給を促進するため、「住居確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる「住宅セーフティーネット法」改正案が令和6年5月30日に衆議院本会議で可決・成立しました。</p> <p>2 今回の法律の概要は、①大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備、②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が図られることとなります。</p> <p>3 今後、国においては、令和7年秋ごろの施行を目指し、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で基本方針を策定する予定となっていますので、現在、本市では賃貸住宅供給促進計画を策定していませんが、国や県の動向を注視しつつ、適切に対応していきたいと考えています。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	5	見守り付き賃貸（まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>介護施設に入るのはまだ早い元気なシニア向けのバリアフリー、緊急時駆け付けサービスなど高齢でも安心して自立した暮らしが出来る賃貸住宅が増えてると聞く（孤独死対策）</p> <p>都市再生機構（UR）では比較的安い賃料の住宅を高齢者向きに提供していると聞くが三木市にはそのような賃貸住宅はあるのか、今後はどのように考えてるのかをお聞きしたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 健康福祉部 福祉課 健康福祉部 介護保険課 都市整備部 建築住宅課</p>	
<p>1 身寄りが無い、経済的に困窮しているなど、住まいの確保に課題がある高齢者が、今後、全国的に増加していくことが予想されており、本市においても高齢者の心身や生活の状況に応じた住まいの確保が引き続き課題となっています。</p> <p>2 UR都市機構の賃貸住宅においては、高齢者向けに優遇したのものもあるようですが、現在、市内にある物件は該当していないと確認しています。</p> <p>3 なお、市では、高齢者等の賃貸住宅を含む在宅生活の不安解消のため、ひとり暮らしの方や、認知症等で緊急通報が困難な方であって、緊急時の救護に協力できる近隣の居住者3人を確保した方を対象に、24時間365日体制でコールセンターにつながる緊急通報システム機器の貸与も行っています。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	6	ヤングケアラー（まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>1 ヤングケアラーに関して 三木市における支援体制はあるのか、また増加している実態について把握されているのか。</p> <p>2 神戸市では老人ホーム運営企業と連携し、ケアラーの就労支援や息抜きの場の提供などを支援する協定を結んだと聞いているが、三木市ではどのような考えでいるのかをお聞きしたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 健康福祉部 子育て支援課 健康福祉部 介護保険課</p>	
<p>1 ヤングケアラーとは、本来は大人が担うと想定されている家事や家族のお世話を日常的に行っているこどものことです。こどもが年齢や成長の度合いに見合わない責任を負うことにより、こども本人の成長や教育に影響を及ぼしかねないといったことが全国的な課題となっています。</p> <p>市では毎年6月に、児童虐待防止ネットワーク事業として、市内すべての就学前教育保育施設、小中学校を訪問し、家庭環境等が気になる児童や、虐待が疑われる児童の情報共有を行っています。その中で、ヤングケアラーについての情報共有を行っており、毎年、数件の新規ケースの情報を把握しています。また、その結果をもとに、学校関係者と市の関係各課で連携、情報共有を行い、更なる現状把握や必要な支援に当たっています。</p> <p>また、今年度については、ヤングケアラーの理解・啓発促進と詳細な実態把握を行うため、市内の小学5年生以上の児童を対象にアンケート調査を行っています。その結果を基に、今後も困りごとを抱えるこどもと家庭に対し、必要な支援を行っていきます。</p> <p>2 神戸市などで有料老人ホームを運営する(株)チャーム・ケア・コーポレーションは、ヤングケアラー支援のため、保有する施設の居室を無料提供して、こどもが一時的に介護から離れ息抜きできる取組を行っており、さらなる強化に向けて、このたび神戸市と連携協定を締結されています。</p> <p>三木市には同社のような取組を行っている法人がないため、</p>		

神戸市と同様のことはできません。

しかしながら、三木市と介護関係事業者においては、介護ケアを必要とするご家庭に対し、介護を受ける方だけでなく介護者にも注意を払い、レスパイト（息抜き）や相談の機会を設けています。日常的な業務において、神戸市の取組と同様に、安心して暮らせる環境づくりを心がけています。

また、ケアマネージャー等の専門職が、介護の相談に来られた方の生活全般についてお伺いする中で、ヤングケアラーへの支援が必要と感じた時は、本人の了解を得た後に、介護部局、子育て部局をはじめ、関係部署と連携を図りながら解決に向けて対応しています。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	7	農地のインフラ整備について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>吉川町の農地の多くは基盤整備が完了して生産性がある程度改善された農地に生まれ変わっています。</p> <p>しかし工事が完了して20年以上経過し農水配管、農道、揚水ポンプ等が経年劣化して、補修費用がかさんでいる。</p> <p>この補修費用は地元負担になっており(災害時は別)、地元に重く負担がきている。</p> <p>三木市は山田錦を特産品として力を入れられていますが、農業人口の減少高齢化、又担い手不足等の多くの農業問題があります。</p> <p>地域計画で農地を集約し、大規模農業にハンドルを切って行かれています。</p> <p>この農業政策には賛成しますが、これから農地のインフラで多大な補修費用が考えられます。</p> <p>新しい方が就農され、この直ちに直面されるお金の問題を考えて行かねばならないと思います。</p> <p>地元の農地所有者が拠出金を出して補修していくのが基本ですが、高齢化、後継ぎ無しなど色々な問題で地元がこれから、全額を経年劣化での補修費を負担が難しくなります。</p> <p>せっかく就農した若い方もこの問題で離農してしまうことも考えられます。</p> <p>(農地水・多面的での予算は高額補修費には、わずかです。)</p> <p>農地のインフラ補修整備に関して何とぞ宜しくご検討頂きたい。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 農地整備課	
<p>農業用施設の老朽化につきましては、市としても認識しており、今後の農業の課題であると理解しています。</p> <p>施設の修繕・改築については国や市において様々な補助金が適用可能で、特に国の補助金については地元負担の少ない補助制度が多くあるため、計画的に活用いただけるようお願いいたします。</p> <p>また、三木市においても、市の単独事業を小規模な修繕に補助金が増えるよう、補助の内容について検討を進めております。</p>		

施設の修繕、改築に必要となる地元負担金についてですが、ほ場整備後、次の施設更新（約50年後）までに積み立てる必要がある費用を試算した場合、反当り年間5千円程度の積立金が必要となりますが、こまめな維持管理と補修を繰り返すことにより施設の寿命が延び、年間に積み立てる金額も下がってきますので、地元において今後の維持管理や修繕計画を立てるとともに、積立金についても検討をお願いします。

また、後継者問題ですが、国の試算では20年後の就農人口は約25%になると想定されており、吉川町においても同様の減少があると考えられます。

質問にもあるようにインフラ整備費等に多額の費用がかかるようであれば、さらに就農者が減少することも考えられることから、これからの農業は少人数で大規模な営農をおこない、収益性を上げることを考える必要があります。

このためには、農業インフラについても維持管理の省力化、費用負担の軽減が課題となるため、各地域では農地の大区画化（インフラの削減）やスマート農業に対応した再整備が行われており、担い手への集積化等の条件が揃えば工事負担金が殆どかからない補助事業もありますので、地域において将来の営農を見据えた検討をお願いします。

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	8	三木の名所巡り（紅葉スポット散策） （まちづくり協議会）
<p>（内容）志染町の伽耶院、久留美の慈眼寺、吉川町の法光寺、垂穂の法輪寺など観光用紅葉 MAP など認知は進んでいると思われるが、現地の雰囲気、ムード、モードが例えば、「のぼりを立てる」など他市に比べ弱い。</p> <p>もっと人を呼び込む工夫があれば良いと思う。</p>		
回答	（担当課）産業振興部 観光振興課	
<p>市内紅葉スポットにつきましては、市内外から多くの方に来ていただける観光資源のひとつと考えており、広く周知するために他市のPR策を参考にしながら観光協会と協力し、更なるPRを図ります。</p> <p>あわせて、紅葉スポットの寺院や地域の方々によるおもてなしで雰囲気作りに取り組んでいただきたいと思います。今後ともご協力いただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	吉川地区	
意見・提言等	9	部活動の地域移行について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>1</p> <p>平成30年度の学習指導要領の改訂により特別活動におけるクラブ活動の項が削除されているが、それ以前は教育の一環として、クラブ活動を行うこととされ、又、部活動をもってクラブ活動の履修を行ったとすると明記されている。</p> <p>実質的にクラブ活動を行っている中学校は少なく、部活動が指導要領における特別活動とされていたことから、教育上必要な活動であったと認識している。</p> <p>また、課外授業である部活動において、指導教員に手当が支払われていることにおいても、学校教育の一環である表れだと思われ ます。</p> <p>これらのことから、子供の育成に必要な活動であるにも関わらず、地域移行により市民や民間クラブチームへの移行を行い、必要な場合は個人負担により活動を行うように制度改正することを教育委員会としてどのように思われているのか(部活は教育の一環ではないと認識しているのか)。</p> <p>また、個人負担が発生することにより、家庭環境の違いで活動が行える生徒と行えない生徒ができると思われるが、どのように考えているのか。</p> <p>(将来を見据え、お金を払ってでも強いクラブチームに入りたいと考える人もいるが、楽しくスポーツをしたいだけの人もある。)</p> <p>2</p> <p>吉川町では、部活動の地域移行に対して、地域住民や企業等と協議しながら地域クラブの創設を検討しているが、地域クラブの運営には人件費や備品、消耗品費用などが必要となります。</p> <p>運営費等については、まち協、スポーツクラブ21等からの助成や地域、企業からの寄付等が考えられますが、市においてはどのような助成制度を検討されているのでしょうか。(助成金、施設の無償化等)</p>		

回 答	(担当課) 教育総務部 文化・スポーツ課 教育振興部 学校教育課
<p>部活動は教育課程外ではあるものの、学校教育の一環として子どもたちの豊かな成長を支える重要な役割を担ってきました。特に、生徒たちにとって自己肯定感の育成や異年齢との交流、健康的なライフスタイルの確立といった教育的意義があり、これらの要素が子どもたちの育成に不可欠であると認識しています。</p> <p>しかしながら、全国的に少子化が進む中、学校における働き方改革などの観点を含め、中学校における部活動の維持が難しくなってきたおり、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁から、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、地域全体で子どもたちのスポーツや文化芸術活動を継続して支えるために中学校部活動の地域移行が、国の施策として進められています。</p> <p>地域クラブ活動は、地域の指導者のもとで行う活動であるため、学校教育の一環としてではなく、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えており、今までの部活動とは異なる活動となりますが、部活動が担ってきた教育的役割を地域において継承し、さらに発展させることを目指し、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、学校、保護者などと協力し、子どもたちにとって持続可能で、多様な活動の場を提供することを目的としています。</p> <p>地域クラブ活動への移行においては、参加者の活動費や活動場所の確保、指導者の質の向上など、さまざまな課題があります。各種団体、保護者、学校の代表で構成する「三木市部活動の在り方検討会議」から受領した意見書において、原則として活動費は受益者負担とすることが示されましたが、希望する全ての生徒が地域クラブ活動に参加できるよう、支援の在り方の研究が必要と考えています。活動場所についても、学校施設が利用できるようにするなど、子どもたちが安心して参加できる環境の整備に努めます。</p> <p>部活動の地域クラブ活動への移行とは、単に部活動を学校から地域へ移行することではなく、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を支える新しい取組です。教育委員会としても、地域と連携しながら子どもたちのニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えてまいります。</p>	